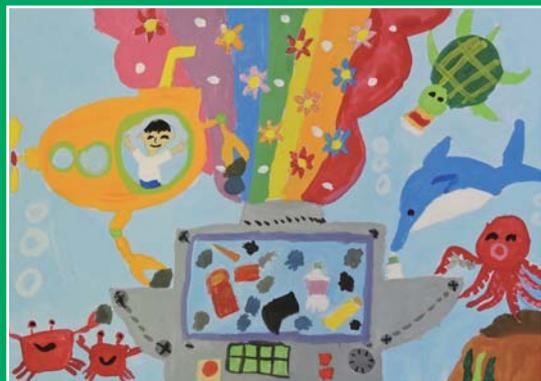
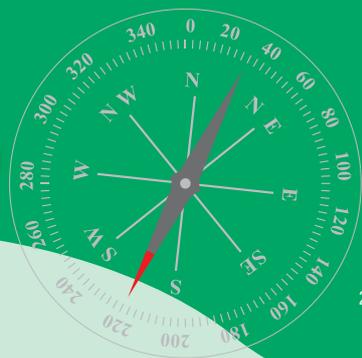


業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA



2021年度(第27回)都市ビル環境の日 第14回「子ども絵画コンクール」優秀賞
『虹をつくろう!』
井川 輝誉史さん(大利小学校2年)の作品

2022

6

Issue ● 342

編集・発行/
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432
<http://www.fukuoka-bma.jp>



ビルメン業に不可欠の
水を貯めるダム

藤波ダム

表紙の写真

藤波ダムは、筑後川水系巨瀬川のうきは市浮羽町に治水ダムとして建設。巨瀬川流域の洪水被害の軽減と、河川環境の保全を図ることを目的として平成22年3月に完成。ダム型式はロックフィルダムで、堤高52.0m、堤頂長295.0mのダムです。芝生公園、遊具や草スキー場がある藤波公園が併設されています。

series ①

令和4年度

定時社員総会開催



会長による挨拶

令和4年度定時社員総会が令和4年5月20日(金)午後3時30分から、博多サンヒルズ

ホテルにおいて、正会員128名(委任状提出者87名含む)が出席して開催されました。

定刻になり、吉次総務副委員長から本日の出席者は定款第17条に定める定足数を満たし、適法に成立する旨の報告があり、昨年の総会以降に亡くなられた協会関係者の方々のご冥福を祈り黙祷を捧げ、倉重副会長の開会の辞で総会は始まりました。

まず、古賀会長が本総会へご出席いただいたことへの謝意を述べたうえで、昨年度のコロナ禍における協会事業について説明がありました。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正の省令により、建築物環境衛生管理技術者の兼任要件が緩和された経緯についても説明があり、最後に今年10月、当協会が創立50周年を迎える事に対する抱負が述べられました。



福岡県
田村 聡課長による挨拶



福岡労働局
奥菌 雅典課長による挨拶

次に、議長団に山田五郎氏〔光荣建物管理(株)：福岡地区〕、谷川広行氏〔西部ビル管理(株)：北九州地区〕、重藤知司氏〔ニューゼネラル商事(株)：筑豊地区〕を選出し、議案の審議に入りました。提出は2議案でしたが、全て慎重に審議され可決承認されました。

3年ぶりに開催された表彰式では、ご来賓に福岡県保健医療介護部 食の安全総合調整監



議長団の方々

兼生活衛生課長 田村聡様、福岡労働局労働基準部安全課課長 奥藪雅典様をお招きし、古賀会長の挨拶の後、福岡県知事 服部誠太郎様、福岡労働局長 安達栄様のご祝辞を頂戴しました。



田村課長から知事感謝状を授与される立川雄一氏



建築物環境衛生事業功労者として表彰された大星隆太氏

その後、福岡県建築物環境衛生功労者表彰として、田村課長より立川雄一氏〔(株)西日本サニタリーセンター〕に対して知事感謝状が手渡されました。また、部長感謝状を熊谷清文氏〔(有)南都ビル管理社〕が受賞されました。

続いて、古賀会長から建築物環境衛生事業功労者として大星隆太氏〔福岡興業(株)〕と、建築物環境衛生事業優良従事者として6社から選ばれた7名の方へ会長表彰状が贈呈され、受賞者を代表して江原和弘氏〔(株)九州ビルサービス福岡〕が謝辞を述べ、渡辺副会長の閉会の辞で総会を滞りなく終えました。

令和4年度定時社員総会は、新型コロナウイルスの感染防止対策を施した上で開催いたしましたが、昨年同様に懇親会は中止とさせていただきます。



令和4年度 建築物環境衛生事業優良従事者表彰

(敬称略、会社名五十音順)

| | |
|-----------------|-------|
| 株式会社 朝日ビルメンテナンス | 山口 誠 |
| 株式会社 朝日ビルメンテナンス | 馬庭 康生 |
| 株式会社 アタック | 津留崎 祐 |
| エコアス株式会社 | 西村 秀記 |
| 株式会社 九州ビルサービス福岡 | 江原 和弘 |
| 総合システム管理株式会社 | 遠藤 清治 |
| 大成株式会社 福岡支店 | 中嶋 順治 |



建築物環境衛生事業優良従事者として6社7名の方に会長表彰状を贈呈

令和4年度も引き続き、「特例コース」を実施します！

<申請期限:令和4年7月29日(金)まで>

「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者(事業場) 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者。
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります）。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること。
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと。
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額

最大 100 万円

助成率

3 / 4

※対象経費の合計額 × 補助率 3 / 4

助成対象

以下 A のほか、業務改善計画に計上された B も助成の対象となります。

| | |
|------------------|---|
| A 生産向上等に資する設備投資等 | 機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象 |
| B 関連する経費※ | 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など |

※「関連する経費」は、生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの
労働局雇用環境・均等部(室)に提出
＜締切は、令和4年7月29日(金)＞※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って
取り組み※2を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

- ※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ※2 交付決定前に行った設備投資等は、助成対象となりません。

助成額の上限

| | | | |
|-----|--------------|-------|-------|
| 上限額 | 引き上げ 労働者数 | 1人 | 30万円 |
| | | 2人～3人 | 50万円 |
| | | 4人～6人 | 70万円 |
| | | 7人以上 | 100万円 |

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



〔参考〕

- ◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例(「関連する経費」の助成対象の拡充)

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

| | デリバリーサービスを拡大 | サテライトオフィスを設置 |
|-----------------------|--|--|
| A 生産性向上等に 役立つ設備投資等 | 飲食店でデリバリーサービスを拡大するにあたり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入 | サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入 |
| + B 関連する経費 | これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリーサービスを拡大したことを幅広く周知させるために、広告宣伝(広告宣伝費)を実施 | テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務機・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備 |
| 成果 | 配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上 | オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上 |

【お問い合わせ先】

■ 業務改善助成金コールセンター ■

☎ 0120-366-440 (受付時間：平日 8:30～17:15)

ご不明な点やご質問等がございましたら、気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は、管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です。

2023年4月1日から危険有害な作業(*)を行う事業者は以下の(1)(2)に対して一定の保護措置が義務づけられます

- (1) 作業を請け負わせる一人親方等
- (2) 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるように、新たに一定の措置を実施することが事業者義務づけられます。

※危険有害な作業とは……

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務づけられている作業(業務)が対象です。
 ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
 ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
 ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

(1) 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人(一人親方、下請業者)に対しても、以下の措置の実施が義務づけられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる(または請負人に設備の使用を許可する)等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務づけられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

(2) 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人(一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない)に対しても、以下の措置の実施が義務づけられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し、労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

<注意事項>

重層請負の場合は、誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令(今回改正の11省令を含む)の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務づけられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならないとされています。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が受けられるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は、以下のいずれかの方法で行ってください。周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ①常時、作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ②書面を交付する(請負契約時に書面で示すことも含む)
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録したうえで、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

賃上げに取り組む経営者の皆さまへ

賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%を税額控除*

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を税額控除*

*税額控除上限：法人税額または所得税額の20%

<大企業向け(資本金1億円超の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が前年度比で4%以上増加

⇒25%税額控除

or

継続雇用者の給与等支給額が前年度比で3%以上増加

⇒15%税額控除

※資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

追加要件

教育訓練費が前年度比で20%以上増加

⇒+5%税額控除

大企業向けの詳細情報は、こちら▶



<中小企業向け(資本金1億円以下の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加

⇒30%税額控除

or

雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加

⇒15%税額控除

追加要件

教育訓練費が前年度比で10%以上増加

⇒+10%税額控除

中小企業向けの詳細情報は、こちら▶



研修会のお知らせ

清掃作業従事者研修会(集合教育) 〔基礎コースⅠ〕

<研修目的>

この研修は、厚生労働大臣登録従事者研修実施団体としての「清掃作業従事者研修実施要領」に基づいて、福岡県保健医療介護部生活衛生課の御指導・御協力を得て、事業登録を行っている事業所の従事者に対して、集合教育を実施するものです。

■北九州会場

- ・開催日時 令和4年7月13日(水)
- ・会場 北九州パレス

■福岡会場

- ・開催日時 令和4年7月27日(水)
- ・会場 ももちパレス

* 申込受付期間は、当協会のホームページでご確認ください。

2021年度

1級ビルクリーニング技能検定合格者数

| | 受検者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---------------|--------------------|-----------|-------|
| 全 国 | 2091名 [*] | 1004名 | 48.0% |
| 九 州 | 172名 | 109名 | 63.4% |
| 福岡県 | 68名 | 40名 | 58.8% |
| 実技直前 講習会受講 | 21名 | 18名 | 85.7% |
| | | 実技一部合格 1名 | — |

※全国は受検申込者数を示す。

会員に関する各種変更のお知らせ

東宝ビル管理株式会社九州支社

■変更事項 ①代表者(役職名) ②協会担当者(役職名)

■変更日 令和4年5月13日

【新】①②取締役 九州支社長兼中国支社長 田中 伸昌

【旧】①②九州支社長 田中 伸昌

賛助会員に関する各種変更のお知らせ

株式会社リノプロテック

■変更事項 退会

■変更日 令和4年4月30日



株式会社リンレイ 福岡支店

■変更事項 ①代表者 ②協会担当者

■変更日 令和4年5月1日

【新】①②支店長 甲斐田 典秀

【旧】①②支店長 藤 博

6月 行事予定

| | | |
|----|---|---|
| 8 | 水 | 貯水槽清掃作業従事者研修(久留米) 於:久留米ビジネスプラザ |
| 9 | 木 | 14:00~ 総務委員会 15:30~ 都市ビル環境の日部会 於:県協会会議室 |
| 16 | 木 | 第17回福岡県ビルクリーニング 技能競技大会 於:ももちパレス |
| 21 | 火 | 貯水槽清掃作業従事者研修(北九州) 於:パークサイドビル |
| 27 | 月 | 14:00~ 創立50周年記念行事実行委員会 15:00~ 第140回理事会 於:県協会会議室 |
| 29 | 水 | 貯水槽清掃作業従事者研修(福岡) 於:福岡県自治会館 |

<令和3年度3月分>労働災害発生状況

※()内は前年同月の状況

Report

労働福祉委員会調査



■事故の型別

| 区分 | 墜落 転落 | 転倒 | 激突 | 飛来 落下 | 倒壊 | 激突され | 挟まれ 巻き込まれ | 合計 |
|----|-----------|------|------|----------|------------|------|--------------|--------|
| 人 | 4(5) | 6(7) | 2(4) | (1) | | | (1) | |
| 区分 | 切れ こすれ | 有害物質 | 感電 | 交通事故 | 動作の 反動等 | 針刺し | その他 | 合計 |
| 人 | 2 | | | 3(3) | 1(2) | 2(1) | (4) | 20(28) |

■年齢階級別死傷者数

| 区分 | 19歳以下 | 20~29歳 | 30~39歳 | 40~49歳 | 50~59歳 | 60~64歳 | 65歳以上 | 合計 |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 人 | (1) | 2(1) | (1) | 3(5) | 2(4) | 3(7) | 10(9) | 20(28) |

■休業日数

| 区分 | 休業なし | 3日以内 | 4日以上 | 15日以上 | 31日以上 | 91日以上 | 死亡 | 合計 |
|----|--------|------|------|-------|-------|-------|----|--------|
| 人 | 10(10) | 3(3) | (5) | 3(4) | 4(5) | (1) | | 20(28) |